

令和４・５年度建設工事入札参加資格者における東総広域水道企業団建設工事等入札参加資格審査基準第５条に定める等級の格付については、下表に定めるところにより行うものとする。

令和３年１２月１日

(一式工事)

区分	土木一式	建築一式
A	880 点以上	920 点以上
B	700 点以上 879 点以下	760 点以上 919 点以下
C	620 点以上 699 点以下	670 点以上 759 点以下
D	619 点以下	669 点以下

(専門工事)

区分	ほ装工事	電気工事	管・その他の工事
A	740 点以上	770 点以上	700 点以上
B	590 点以上 739 点以下	670 点以上 769 点以下	630 点以上 699 点以下
C	589 点以下	669 点以下	629 点以下